

常陸大宮市人事行政の運営等の状況をお知らせします

常陸大宮市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年常陸大宮市条例第2号）第6条の規定に基づき、平成20年度の人事行政の運営等の状況について、次のとおりお知らせします。

◆ 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職種別職員数の状況

(単位：人)

区 分	H20.4.1現在	H20年度退職者数	H21.4.1採用者数	H21.4.1現在
一般行政職	477	19		458
医 療 職	13			13
消 防 職	76	5	6	77
技能労務職	38	1		37
合 計	604	25	6	585

- ※ 医療職とは、医師、栄養士、保健師、看護師等をいいます。
- ※ 技能労務職とは、単純な労務に雇用される職員で、自動車運転手、技術員、調理手等をいいます。

(2) 採用者及び退職者数の状況

(単位：人)

区 分	H20.4.1採用			H20.4.1～H21.3.31退職			
	大学卒	短大・高校卒	合計	定年	勸奨	その他	合計
一般行政職				14	4	1	19
医 療 職							
消 防 職	1		1		5		5
技能労務職					1		1
合 計	1		1	14	10	1	25

- ※ 退職者数のその他とは、自己都合、死亡等による退職です。

(3) 採用試験の実施状況

受付期間 平成20年7月22日～8月22日 第1次試験日 平成20年9月21日 第2次試験日 平成20年11月10日

職 種	募集人数	応募人数	受験者数	採用者数
消 防	若干名	24	21	6
合 計	若干名	24	21	6

◆ 職員の給与の状況（平成20年4月1日現在）

(1) 平均給料月額、平均年齢の状況

(2) 初任給の状況

区 分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	347,000円	45歳3月
技能労務職	307,100円	48歳8月

区 分	大学卒	短大卒	高校卒
一般行政職	172,200円	152,800円	140,100円
消 防 職	197,200円	175,400円	158,100円
技能労務職	—	—	137,200円

(3) 経験年数別平均給料月額の状況

区 分		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
一 行 政 職	大 学 卒	277,800円	315,700円	348,000円
	短 大 卒	255,300円	287,800円	322,700円
	高 校 卒	253,100円	278,900円	308,600円

(4) 主な職員手当の状況

手当名	支 給 額 等
扶 養 手 当	扶養親族を有する職員に支給 配偶者 13,000円/月 配偶者以外 6,500円/月 扶養親族である満16歳から満22歳の年度末までの者は5,000円加算
住 居 手 当	自己所有の家に居住するか、借家等に居住し家賃を支払っている職員に支給 借家・借間 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給（家賃12,000円を超える場合に限り） 自宅 月額 2,500円（新築または購入し5年間に限り）
通 勤 手 当	通勤距離が2km以上の職員に支給 1kmにつき 600円 （限度額24,500円）
時 間 外 勤 務 手 当	正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給 勤務日における時間外勤務 1時間につき 当該職員の時間単価×1.25 週休日における時間外勤務 1時間につき 当該職員の時間単価×1.35 午後10時から翌日の午前5時までの勤務の場合は、それぞれ0.25加算
特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とする職員に支給 ・代表的な手当の例 ①市税等滞納差押業務手当 財産差押え業務に従事した職員 1回 300円

特殊勤務手当	②感染症防疫作業手当 感染症防疫作業に従事した職員 1回 290円 ③救急業務出場特殊勤務手当 救急業務に従事した職員 (救急救命士) 1回 510円 (一般隊員) 1回 300円		
期 末 手 当	基準日 (6月1日、12月1日) に在職する職員に支給 6月期 期末手当基礎額 × 1.4月分 12月期 // × 1.6月分 ※期末手当基礎額 給料月額 + 扶養手当 + 役職加算額 (役職加算額は、給料月額に役職に応じて5%～15%を加算した額)		
勤 勉 手 当	基準日 (6月1日、12月1日) に在職する職員に支給 6月期 勤勉手当基礎額 × 0.75月分 12月期 // × 0.75月分 ※勤勉手当基礎額 給料月額 + 役職加算額 (役職加算額は、給料月額に役職に応じて5%～15%を加算した額)		
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に支給 勤務1回につき 4,200円		
退 職 手 当	支給率	自己都合	勤奨・定年
	勤続20年	23.5月分	30.55月分
	勤続25年	33.5月分	41.34月分
	勤続35年	47.5月分	59.28月分
	最高支給率	59.28月分	59.28月分
	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (50～59歳対象2%～20%加算)	

(5) 特別職の報酬等の状況 (平成21年4月1日現在)

区 分	給料・報酬の月額		期末手当
市 長	給 料	656,000円	6月期 1.6月分 12月期 1.7月分
副 市 長		578,700円	
教 育 長		540,000円	
議 長	報 酬	369,000円	
副 議 長		365,000円	
議 員		350,000円	

◆ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

勤務開始時間	勤務終了時間	休憩時間
8時30分	17時15分	12時から13時まで

※ 特別の勤務に従事する職員 (保育所に勤務する職員等) については上記とは異なります。

(2) 休暇 (平成20年4月1日現在)

休暇の種類	休暇期間等
年 次 休 暇	1年間について20日。ただし、20日を限度に繰り越せる
療 養 休 暇	1年以内において、公務、私事による負傷または疾病のために療養する場合で、必要と認める期間
特 別 休 暇	選挙権の行使、結婚、出産等の他特別の理由により勤務しないことが相当である場合
介 護 休 暇	配偶者、父母、子等の親族を負傷、疾病または老齢により、2週間以上にわたり介護する職員に対し、6月を限度に付与 (無給)

特別休暇の主なもの

理 由	期 間
妊娠中の女子職員が妊娠嘔吐 (つわり) のため勤務することが困難な場合	妊娠の期間中7日を超えない範囲
6週間 (多胎妊娠の場合にあっては、14週間) 以内に出生する予定である女子職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
職員が生後満1年に達しない子を育てる場合	その都度必要と認める時間。ただし、2時間
忌引の場合	死亡者により1日から最大10日
職員が結婚する場合	7日を超えない範囲内で必要と認められる期間
職員の妻が出産する場合	出産予定日前16週間目に当たる日から出産の日後2週間以内に2日以内
小学校就学の始期に達するまでの子を看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1年に5日以内

◆ 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分の状況（平成20年度）

処 分 事 由	降任	免職	休職	戒告
勤務実績が良くない場合	1			1
心身の故障の場合				
職に必要な確性を欠く場合				
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合				
刑事事件に関し起訴された場合				
合 計	1	—	—	1

(2) 懲戒処分の状況（平成20年度）

処 分 事 由	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合		1	2		3
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合					
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合					
合 計	—	1	2	—	3

◆ 職員の服務の状況

(1) 育児休業承認状況（平成20年度の新規承認者）

区 分	男性	女性	計
取得者数	—	8	8
承認期間			
6月以下		1	1
6月超え1年以下		3	3
1年超え1年6月以下		3	3
1年6月超え2年以下		1	1
2年超え2年6月以下			
2年6月超え			

(2) 介護休暇承認状況（平成20年度の新規承認者）

区 分	男性	女性	計
取得者数	—	—	—
承認期間			
1月以下			
1月超え2月以下			
2月超え3月以下			
3月超え4月以下			
4月超え5月以下			
5月超え			

◆ 職員の研修の状況（平成20年度）

職員に対する主な研修は「自治研修所」、「市単独」で行われているものです。

区 分	研修名又は概要	受講者数
階層別研修	新規採用職員課程	平成20年度新規採用職員 6
	吏員第4部	概ね31歳から33歳までの非役付職員 10
	新任係長課程	係長級に昇任した職員 5
	新任課長補佐課程	課長補佐級に昇任した職員 7
	新任課長課程	課長級に昇任した職員 7
	新任部長課程	部長級に昇任した職員 4
特別研修	行政基本	地方自治講座、法制執務講座 6
	政策研究	政策形成基礎講座、政策評価講座 5
	自己開発	意思決定訓練講座、ファシリテーション講座、クレーム対応能力向上講座マナー研修、メンタルヘルズ講座 35
	裁判員制度研修	裁判員制度職員研修 112
	救命講習会	普通救命講習会 35
	人権教育	人権に関わる諸問題を理解するとともに人権意識の高揚を図る 33
派遣研修	茨城県実務研修、茨城県相互交流研修	7

◆ 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生福利

○茨城県市町村職員共済組合

職員は茨城県市町村職員共済組合の組合員になっています。
共済組合には次の事業があります。

事 業 名	事 業 概 要
短期給付事業	組合員とその家族の病気、ケガ、出産、死亡、休業又は災害に対して、必要な給付を行う。
長期給付事業	組合員の退職、障がいまたは死亡に対して年金または一時金の給付を行う。
福 祉 事 業	健康診断などの健康の保持増進事業、保養施設の運営、住宅資金の貸付けなどを行う。

(2) 公務災害補償の状況（平成19年度）

認定件数 0件

◆ 公平委員会に係る業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成20年度要求件数	—
措置要求の概要	

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成20年度要求件数	—
不服申立ての概要	

■問い合わせ先■ 本庁 総務課 職員グループ ☎ 52-1111（内線315）